

愛川町教育委員会

令和3年5月25日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和3年5月25日(火)
午前9時00分から午前10時12分まで
- 2 会議場所 愛川町役場4階401・402会議室
- 3 議事日程 日程第1 会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告
日程第3 令和3年度町一般会計補正予算(教育関連)について
(議案第2号)
日程第4 教育財産の取得の申出について (議案第3号)
日程第5 愛川町社会教育委員の委嘱について (議案第4号)
日程第6 令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に
係る愛川町教育委員会の方針について(議案第5号)
日程第7 その他
(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況について
(2) 愛川町体育協会の名称変更に係る規約改正について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員(教育長職務代理者) 梅 澤 秋 久
教育委員 榮 利 隆 一
教育委員 平 田 明 美
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀 井 敏 男
教育総務課長 宮 地 大 公
指導室長兼教育開発センター所長 茅 泰 幸

生涯学習課長

上 村 和 彦

スポーツ・文化振興課長

松 川 清 一

教育総務課主幹

熊 坂 健 一

◎開会

- （佐藤教育長） おはようございます。

本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会5月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

3月定例会、4月定例会分ございまして、会議録については既に配付のとおりであります。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてを本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき報告いたします。

令和3年4月14日から5月24日までの間に出席いたしました主な会議についてご報告をいたします。

4月14日、繊維産業会訪問。これは15日、半原小学校でコウゾの植樹式がございまして、それについて打合せをしました。まちづくり愛川・俳句の会、国際ソロプチミスト愛川の皆さんが来室されました。この日は、愛川中原中学校を学校訪問いたしまして、校長先生の学校経営方針等、そして子ども達の授業風景等を見学しました。

15日、半原小学校植樹式、学校訪問。植樹式については、半原小学校、田代小学校、高峰小学校の6年生が卒業証書を和紙で作っておりまして、和紙の原料となるコウゾを半原小学校の校庭に植えて、それを使って作成するというので植樹したものであります。

16日、菅原小学校の学校訪問。地域学校協働活動推進員委嘱状交付式。今年2年目になります。各9校の推進員の方は、昨年に引き続きの皆様で今年もお願いすることになりました。

19日、懸案事項町長ヒアリング。

20日、県央教育事務所管内教育長会議。

21日、小中学校長会議。今年度の学校経営方針等についても教育委員会との連携の中で進めたい旨を確認いたしました。

22日、神奈川工科大学訪問。引き続き、プログラミング教育の授業を展開するに当たり、講師等の依頼をしております。地区健全育成組織連絡協議会の会議がございました。

23日、学校訪問。中津小学校、高峰小学校、田代小学校に行っております。臨時行政経営会議。

26日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。第1回目の愛川町区長会議もございましたので、参加をいたしました。愛川町小・中学校教育研究会総会ということで、評議員会がございましたので、参加をいたしましてご挨拶をさせていただきました。

27日、愛川東中学校の学校訪問。午後、初任者研修会がございましたので、愛川の教育についての講話をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありました。

28日、愛川中学校の学校訪問。第1回目の県・市町村教育委員会教育長会議が総合教育センターでございました。オンラインと直接参加の2つのパターンでしたけれども、総合教育センターが新しく7階建ての建物になりまして、施設見学等もございましたので、行ってきま

した。

30日、監査委員辞令交付式。町教育委員会表彰被表彰者の訪問。29日に感染症のまん延防止のために表彰式が開催できませんでしたので、9名の方に直接、表彰状をお渡ししてまいりました。中津第二小学校の学校訪問。

5月7日、地区の小学校長会の役員の皆さんの来室がありました。

10日、県央教育事務所の所長、副所長の来室がありました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

13日、全国大会奨励金交付式。桐蔭学園高校剣道部が春の選抜、全国大会に参加をし団体戦で全国優勝を果たしたということで、奨励金を高校3年生男子1名に交付させていただきました。

14日、政策調整会議。

17日、行政経営会議。

18日、県町村教育長会議の事務局、山北町の課長さんが見えられました。

19日、小中学校校長会議。

20日、連絡調整会議。

21日、町文化財保護委員会会議がありました。

以上でご報告を終わりにいたします。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

◎日程第3

○(佐藤教育長) 日程第3、議案第2号 令和3年度町一般会計補正予算(教育関連)についてを議題といたします。

町歳入歳出予算のうち教育に関する事務に関わる部分について、議会の議決を経るべき議案を作成する場合において、地方教育行政法の規定により、町長が教育委員会の意見を聴取することになっております。このため、6月議会に提出する教育関連の補正予算について、

別添資料に基づき説明をするものであります。

なお、詳細については担当より申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

愛川町教育委員会会議提出議案第2号 令和3年度町一般会計補正予算（教育関連）についてをご覧いただきたいと思います。6月に開催されます議会におきまして、教育関連の補正予算を提出したいものでございます。

次ページをご覧いただきたいと思います。

まず、上段の歳入でございます。

上半分をご覧いただきたいと思います。

科目は15の2の5の2の4、小学校費補助金でございます。

こちらは、公立学校情報機器整備費補助金でありまして、詳細の名称といたしましては、家庭学習のための通信機器整備支援事業となっております。

概要をご覧いただきたいと思います。こちらは、GIGAスクール推進のための国からの補助金であります。令和3年度当初予算の歳出で計上しておりました小学校6校分の支援員派遣委託、ヘルプデスク委託、研修員派遣委託、こちらの経費、合計で96万8,640円になります。こちらに対しまして、予算編成後に国から新たに補助対象となるというような通知がございましたので、96万8,640円の補助率が2分の1ですので、48万4,000円を増額補正するものでございます。

その下、ヘルプデスク追加分といたしまして、新たに歳出を組む場合はその分も2分の1の予算を補助しますというようなことでしたので、当初予算では6月・7月のヘルプデスク2か月分、これは学校の教職員さんの負担軽減のために、あらゆる問合せ、分からないことがあった場合にお電話をして答えていただくというような業務委託ですけれども、こちらの業務を当初予算で2か月分を見ておりましたが、この補正予算では、後ほど歳出でも説明いたしますが、さらに5か月分増加をしたいということで、その5か月分の費用、29万7,000円の補助率2分の1の14万8,000円と先ほどの48万4,000円を合計しました63万2,000円を増額補正したいと考えております。

その下、同じく中学校費補助金でございます。

内容は小学校費と同様でございます。中学校3校分で見えておりました支援員派遣委託、ヘルプデスク委託、研修員派遣委託の当初予算分、48万4,320円の2分の1、24万2,000円を、

またヘルプデスクの追加ということで、こちらも中学校3校5か月追加分ということで、その経費14万8,500円の2分の1、7万4,000円、合計で31万6,000円を中学校費としても増額補正をしたいと考えております。

歳入全体では94万8,000円を増額補正してまいりたいと考えております。

続きまして、歳出でございます。

下半分の表をご覧くださいと思います。

科目につきましては、9、2、1、3、1、10の1の1、学校運営管理等消耗品費でございます。

こちらは、コロナ禍の状況もあり、経済的な理由で生理用品が買えないという社会問題が起きているということを鑑みまして、既に各小・中学校では、保健室で生理用品を配布をしておりますが、さらに増加するような形で小学校6校分、各学校に1パック30個入りの生理用品30パック分の購入費を増額補正したいと思っております。こちらに係る経費は4万4,000円となっております。

その下、小学校GIGAスクールヘルプデスク委託料ということで、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、小学校6校分に対し、プラス5か月分、そちらの費用29万7,000円を増額したいと考えております。

中学校費になります。

学校運営管理等消耗品です。こちらも小学校と同様、各中学校の保健室で配布をする生理用品を増加したいということで、中学校は各校100パックずつ購入するための経費7万3,000円を増額補正したいと考えております。

一番下、中学校GIGAスクールヘルプデスク委託料ということで、こちらも小学校同様3校分、これを5か月増やしたいということで、そちらに係る経費14万9,000円を増額したいと考えております。

歳出合計では56万3,000円を増額補正として提案をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） ヘルプデスクについて、もう少し詳しく教えてください。どういう仕事をやる人なのか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

日時といたしましては、土日を除く平日で調整をしていますが、おおむね9時から夕方までの丸1日、要は先生方が分からないこと、例えば6月1日から入る支援ソフト、あるいは機器、iPad、クロームブックに関する事、そういったICTに関する事など、オールマイティーに分からないことがあればお電話をしていただき、電話でお答えをしていただきます。もしそこで回答ができなければ、また折り返し学校へお電話をするという業務になります。

一応、こちらは6月1日からスタートしたいということで、準備を進めておりまして、簡単に言いますと、本当に何でも分からないことがあったらお電話でお問合せください、それにお答えしますというような業務になります。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） この国の委託は、ICT支援員でも構わなかったはずで。つまり現場に入って子ども達に直接指導する、先生が困っているその瞬間に電話ではなくサポートできるICT支援員ではなく、つまり授業が終わって放課後などに電話連絡をするこのヘルプデスクを採用した理由を教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 正直、先生方のニーズというのは、やってみないと分からないところが正直ありますけれども、支援員について予算を計上しておりまして、そちらも対応すると。さらに、支援員を毎日配置するような予算の確保が見込めないということで、日々困ったことに対応できるヘルプデスクのほうが先生方にとっては便利なのかなということで、まずはヘルプデスク業務を進めさせていただき、支援員については、当初予算で対応していきたいと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） その支援員はどのくらいの予算計上をしていて、各学校どのくらい配置される予定なのか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 大分査定をされてしまいましたが、当初予算では各校年6回、1回

につき半日程度という形で考えております。

あとは、先進校である中津第二小学校の先生方のご協力も得られるというようなお話も聞いておりますので、お金をかけないような形で先生方のお力もお借りしながら支援業務を進めていけたらと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 個人的な見解を述べます。ヘルプデスクは恐らくそんなにたくさん使われな
いだろうと推察をいたします。なぜかというと、現場の先生方はお忙しく、夕方
も会議等で、そのヘルプデスクが夜9時まで対応していますよとかいうならば、
また話は別かなというふうに私は考えます。

一方で、スタートだけ、パソコンの使い方、タブレットの使い方、学んでしまえば、
子ども達は遊びながら、かなりその活用ができるのではないかとこのように
考えます。つまり選択と集中で、この6月からの早い段階にICT支援員の確保に
ぐっと力を入れて配置、配備をし、それで子ども達が自走できるような形、
自分達で走ることができるようになったら、徐々にそれを緩めていく。

正直申し上げます、年6回のICT支援員、分断されて単発で来たところで
ほぼ意味がないかなと考えますので、ぜひ集中をして実施をしていただきたい。
傍聴の方々の中には、議員さんもいらっしゃいますけれども、せっかく
与えられたICT機器に対して、それがうまく利活用できるような
予算計上を町としてやっていかないことには、せっかく億単位のお金を
かけてやっていこうというGIGAスクール構想、本当にただの妄想
になってしまいますので、しっかり集中をして、圧をかけてやって
いきたいなと思うところがあります。個人的な見解です。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） もう一つの学校運営管理等消耗品、これについては
現代的な課題なので、早急に対応していただきすばらしいなという、
そういう感想を抱いています。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） G I G Aに関しては、職員の研修等は何か予定、茅室長ございましたらお願いします。

指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

ここでICTの推進協議会を今年度も立ち上げていきますけれども、そういった中で現場の声を聞いていきます。必要な研修を充てていきたいというところで、現場の声を聞きながら進める必要があると認識しております。6月に入って協議会を立ち上げますが、何とか推進できるように研修の方を進めてまいります。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 各学校の温度差は多少ありますけれども、それを同じ方向で進めていけるように、教育委員会も学校と連携しながら進めていくということでございますので、進捗を見ていただけたらと思います。

他によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第2号 令和3年度町一般会計補正予算（教育関連）について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度町一般会計補正予算（教育関連）については原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 日程第4、議案第3号 教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

本議案につきましては、教育財産について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく財産の取得の申出を行う必要がありますことから、本議案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長。

日程第4、議案第3号 教育財産の取得の申出についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に規定されております教育委員会による財産の取得の申出をするに当たり、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則におきましては、1件500万円以上の学校その他の教育機関の用に供する財産の取得及び移管並びに処分についての町長の申出に関することにつきましては委員会の会議に付さなければならないと定められておりますことから、提案をするものでございます。

品名につきましては、移動式電動バスケットゴール台1組でございまして、取得予定価格につきましては845万9,000円、納入場所が第1号公園体育館であり、2枚目には図面を添付してございます。

第1号公園体育館には、2組、計4台のバスケットゴール台を昭和62年3月の体育館の竣工当時より設置しており、老朽化により、1組につきましては平成29年度に更新をしておりますが、このたびもう1組につきましては、利用者の安全を期するため更新するものでございます。

議案第3号 教育財産の取得の申出につきましての説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

榮利委員。

- （榮利委員） 1組というのは2台ですよね。バスケットコートだから。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 1組につきましては、2台と解釈してください。

- （榮利委員） 安全上は大丈夫ですか。移動式ということは場所を移動して固定するわけですよね、高さを決めて。例えば、ダンクシュートをやったときに台が動いちゃうとか、そういうことは大丈夫なの。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 重量につきましても相当の重量がございまして、安全に関しては万全を期しての機器と認識しております。平成29年度に導入しましたもう1組につ

きまして、現在のところ安全に使用しているという状況でございます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

○（榮利委員） はい、分かりました。

○（平田委員） 公式の試合で使えるものですか。そういう解釈でよろしいでしょうか。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 正式に申しますと、準公式に使用できます。国際大会での基準におきましては、どうしても愛川町の1号公園体育館に収納スペースが限られております関係で、既製品に若干の改変を加えながら購入するものが、本町におけるバスケットゴール台の仕様になっております。その寸法、要するに公式戦につきましては、エンドラインから壁までの距離、それぞれの明確な基準がございますので、国際大会等の大きな大会には基準を満たしていないのかなと考えております。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 平田委員よろしいでしょうか。

○（平田委員） はい。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） バスケットのダンクシュートね。何にも注意書きをしなければ、多分やるんじゃないかと思います。現職のとき、体育館に跳び箱などを持ってきて、ダンクシュートをやってね、そのリングをこうやる遊びをした子がいて、結局リングがぐにゃっとなっちゃった。そういうおそれって、あるんじゃないかと思うんだよね。だって、監視員がずっと見ていて注意するなら別だけれども。だから、原則ダンクシュートはやらないようにしましょうみたいな呼びかけをしたほうがいいんじゃないかなと少し心配になったんだけどね。そんな子はもういないか。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 現在、競技性を高めるためにも、ダンクシュート的な高度な技術を持っているプレイヤーもたくさんいるかと思います。

なお、このたび購入する備品につきましては、スナップリング仕様と申しまして、リングの部分に、ダンクシュートに耐え得るだけのばねを装備しておりまして、通常の使用においてダンクシュートが行われた場合におきまして、影響を最小限に食い止めるだけの対応は

可能な仕様となっているものを購入させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○（大貫委員） 大分、技術が高度化しているからな。はい、分かりました。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にないようでございますので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第3号 教育財産の取得の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 教育財産の取得の申出については原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（佐藤教育長） 日程第5、議案第4号 愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

本議案につきましては、社会教育委員の任期が本年4月30日で満了となりましたので、新たに委嘱するものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明申し上げます。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 生涯学習課長。

議案第4号 愛川町社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。

社会教育委員の任期満了に伴い、令和3年5月1日から令和5年4月30日を新たな任期といたしまして、社会教育委員12名を委嘱したいものでございます。

1枚おめくりいただきまして、名簿には選出区分、お名前、備考には所属団体の職歴や経歴、在職年数を記載してございます。

まず、学識経験者として萩原庸元さん、木藤美智子さん、本多照美さんに引き続き委員を務めていただきたいと思いますと考えております。

次に、選出区分の学校教育関係者として、小中学校校長会代表、田代小学校長の片山智絵子さんが新たに推薦されたものでございます。家庭教育関係者は引き続き、PTA連絡協議

会代表、富沢公三さん、社会教育関係者につきましても引き続き、婦人団体連絡協議会代表、齋藤光枝さん、子ども会連絡協議会代表、大矢直和さん、青少年指導員連絡協議会代表、茅孝之さん、スポーツ推進委員連絡協議会代表、山口淳さんが推薦をされたものでございます。地区健全育成組織連絡協議会の代表につきましては、ここで新たに野口昌宏さんが推薦されました。文化協会代表につきましては成瀬和治さん、体育協会代表は古座野君夫さんが引き続き推薦されております。

以上12名、いずれの方も適任であると考えております。ご審議よろしくお願いたします。説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いたします。

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫委員） 推薦された委員さん方は適任だと私も思いますけれども、特に社会教育関係者、その団体から選ばれてくる人は、その団体の中で選ばれてきて、ここへ推薦として上がってくるのかどうか、1点お伺いします。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 生涯学習課長。

社会教育関係者の各団体につきましては、推薦依頼を団体にお願いたしております。団体のほうで、ご協議いただきまして、推薦という形で生涯学習課にお名前等を頂戴しているところでございます。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第4号 愛川町社会教育委員の委嘱についてを本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号 愛川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 日程第6、議案第5号 令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

本議案につきましては、来年度使用する教科用図書を今年度採用するため、別案のとおり方針を定めたいものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明申し上げます。

- （佐藤教育長） 指導室長。
○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長。

令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございます。

令和4年度使用する小・中学校用教科書の採択においては、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての無償措置法施行令第15条第1項の規定により、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、今年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされております。

参考資料3、ご覧いただけますでしょうか。本日お配りした資料になるのですが、こちらの資料にありますように、愛甲採択地区協議会の規約を一部改訂しておりまして、第13条をご覧いただきたいと存じます。

教科用図書の採択替えのない年度については、第8条の規定によらず、関係町村教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行うとしております。これまでも、本年度のように採択替えのない年度は次年度も継続であることを確認してきておりますが、規約に明文化されていなかったことから、文言を加えさせていただきました。

ただし、今年度につきまして、中学校用教科書の採択においては、自由社の新しい歴史教科書について、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになったことによりまして、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であることから、県教育委員会による調査研究の結果及び令和2年度における採択の理由等から愛甲採択地区協議会規約に基づき、小委員会において採択の進め方についての協議を行い、7月に開催されます定例教育委員会で、愛川町、清川村ともに採択していただきます。そして8月には、採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向けて需要数の

報告を行います。

採択に係る流れは以上になります。

なお、事前に自由社の教科書が届いておりますので、ご覧になられる場合には教育委員会に言っていただければご準備できますので、ご連絡をよろしく申し上げます。

それから、本日資料配付しました参考資料、もう2点ございます。

参考資料1は、教科用図書の概要についてです。学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書は毎年度採択の変更が可能となっております。

参考資料2につきましては、教科書採択に関する法令を載せてございます。

最後に、令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを読み上げさせていただきます。

愛川町教育委員会は、令和4年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

1、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

2、教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

3、採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること、ということになります。

では、採択方針の決定に向けて、ご協議をよろしく願いいたします。

以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 自由社の教科用図書の調査研究の結果というのはもう出ていますか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長。

調査研究はこれから県教育委員会で行いまして、それが町に届くのが6月頃になる見込み

です。

- （榮利委員） もう教科用図書は来ているんですよね。
- （茅指導室長兼教育開発センター所長） はい。
- （榮利委員） それが来てから見させてもらおうかな。教育委員会にあるんですよね。
- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 3冊ございますので、お声かけていただければ。
- （榮利委員） 教科は何ですか。
- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 社会、歴史です。
- （榮利委員） はい、分かりました。
- （佐藤教育長） 他にございますか。

それでは、教育委員会の方針が決まり、来月7月の定例教育委員会で決定することになりますので、ご承知おきください。

質問、他に質疑等よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） それでは、他にないようでございますので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第5号 令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号 令和4年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については原案のとおり可決されました。

◎日程第7

- （佐藤教育長） 日程第7、その他を議題といたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況についての説明をお願いいたします。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長です。

その他の（1）スポーツ・文化振興課が所管いたします新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況につきまして、現段階での状況をご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

施設、行事、会議等について、それぞれ変更点を中心にご説明を申し上げます。

施設でございますけれども、公共体育施設につきましては、まん延防止等の重点措置の区域に近隣市が含まれたことによりまして、4月28日からの県のまん延防止等重点措置の期間である5月31日の月曜日まで、屋内、屋外ともに利用時間を20時までとし、運営をしております。

また、町営プールでございますけれども、現段階では、開設予定でその業務を進めているところで、昨今のコロナウイルス感染拡大の状況により、開設期間を当初30日間に短縮して運営をする予定でしたが、今後は開設中止の方向で今検討を進めているということをご場でお伝えさせていただきます。

学校開放事業でございますけれども、屋内、グラウンドともに、まん延防止等重点措置の区域の情報に伴いまして、5月31日までは基本、利用時間を20時までということで進めております。

郷土資料館につきましては、県の区域内に施設もございますので、県の方針等に準用し、5月31日まで休館しております。

次に、行事でございますけれども、古民家山十郎におけます七夕飾りににつきましては、実施を予定しております。

また、体育協会事業、剣道協会の教室と大会につきましては、必要な措置を施しながら、現在、実施を予定しております。

最後に、会議等でございますが、体育協会、文化協会、スポーツ少年団の会議等につきましては、それぞれ役員会、理事会におきまして、所要の事項を検討しながら進めました。その中で総会に向けての準備も、また開催の有無につきましても協議を行いました結果、書面決議として、このたび、議を経ることで決定いたしております。

文化財保護委員会会議につきましては、5月21日に必要な対策措置を取りながら実施をしたところでございます。

スポーツ・文化振興課の所管につきましては以上でございます。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 続きまして1枚おめくりいただきまして、生涯学習課所管の施設、行事等についてご説明を申し上げます。

前回からの追加変更事項につきましては、二重線で記させていただきます。そちらを中心にご説明申し上げます。

施設でございます。文化会館、半原公民館、中津公民館の対応でございます。

二重線、5月12日水曜日から5月31日月曜日まで、県、近隣のまん延防止等重点措置適用等を鑑みまして、閉館時間を短縮しまして午後8時閉館といたしております。こちらを継続しております。

続きまして、その下、かわせみ広場でございます。

現在、児童館、地域公民館等でのかわせみ広場は通常に行っておりますが、中津小学校、菅原小学校、中津第二小学校のかわせみ広場につきましては、まん延防止等重点措置適用の状況、またコロナ対策の状況、感染拡大状況等を鑑みまして、学校の安全を考慮しまして、2学期から開始予定とさせていただきたいものでございます。

その下、行事等でございます。

下線の部分、青少年健全育成者研修会でございます。こちらは、場所は愛川ふれあいの村で日帰りの短時間、人数も絞りまして開催をさせていただきたいと考えております。6月12日につきましては、午前中、第1回目として、その後、午後には第2回目として、翌日の13日日曜日には第3回目として3つの講座を用意しまして、各回30人を定員に密とならないよう十分ソーシャルディスタンス取りながら、日帰りで実施したいと考えております。

その下でございます。

青少年県外交流事業でございます。こちら、長野県立科町で予定しておりました8月4日、5日、1泊2日の県外交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大が収束していない状況を踏まえまして、参加生徒等の安全を最優先に考えまして、中止とさせていただきたいものでございます。

生涯学習課、以上でございます。

- （佐藤教育長） 指導室長。
- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長。

指導室より口頭にて報告いたします。

今年度のスタートより、各学校では国から発出された、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、町教育委員会作成の愛川町立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の手引き等を踏まえ、感染予防に配慮しながら学校運営を行ってまいりました。

これまでの学校の対応によりまして、大きな問題もなく教育活動を進められてきておりますが、先ほど教育長のお話にもありましたように、中学校の体育大会が今月の22日に愛川中

学校、愛川中原中学校で、23日に愛川東中学校で行われました。29日には小学校、中津第二小学校以外の5校が半日日程に縮小し、対策を講じた上で実施します。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ予断を許さない状況にありまして、今後も私達一人一人が気持ちを緩めず、学校と連携を進めながら、児童生徒の健やかな学びを保障したいと考えております。

以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 学校の新型コロナウイルス感染症の発生状況を教えてください。町で公表しているのは、年代しか書いていませんよね。例えば、どこの学校で何名ぐらいでもいいですけども、濃厚接触者に該当されたとか、そういう情報ってないんですか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） こちらには保護者から学校に連絡が入り、学校から教育委員会に報告があります。そういった中で、小・中学生の中で陽性者が出たとか、濃厚接触者になっていますという報告がありますので、それを受けて、保健所の指導を受けながら、いついつまで自宅待機をする、そのような判断をしまして、学校と連携しながら進めております。

○（榮利委員） 今まで出ていないの、例えば4月、5月とか。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 陽性者がということですか。

○（榮利委員） はい。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 出ております。

ただ、学校を休業にしなければいけないような、そういう影響のある感染者はおりません。

○（榮利委員） それはあくまでも保健所等の判断でやっているということだよね。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） そうです。助言をいただきながら、判断をしております。

○（榮利委員） 小学校も中学校も、体育大会の練習なども感染症対策を十分考えながら練習しているし、それでも出るところは出るので、またかという考え方ではなくて、発生したら、その都度どうしていくかというのをきちんと保健所と確認して取り組んでほしいですね。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） そこは、丁寧にやっていきたいと思っております。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

平田委員。

○（平田委員） スポーツ・文化のほうですけれども、公共体育の屋外予約のことについてお尋ねします。愛川の場合も厚木、そして清川、その辺と対応を同じにしながら、施設も貸出しをしていると思うんですけれども、たまたま4月の内容だと思うんですが、第1号公園で世田谷のナンバーをつけた女子のソフトチームがグラウンドを使っていました。そういう貸出しというのは許している状況ですか。

そこのチームに入っている子が例えば愛川町にいたりとかいう内容だったら、町内の子ども達を優先に予約でそういう屋外の場所を貸し出す事を許しているのか、今回は団体で来て試合をしていたわけです。ですから、その辺はどういうような状態になっているのかお尋ねしたいです。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 委員さんおっしゃるとおり、厚木市、愛川町、清川村でマイタウンクラブというシステムの下、公共施設の貸出しをしている状況でございます。その中で、これは通常と変わらず、町内、町外問わず、抽せん申込みをすることは可能でございます。

なお、抽せんの当選確率について、厚木市、愛川町、清川村の登録者が抽せん申込みした場合に確率が高いという情報はいただいておりますけれども、それ以外に市外、町外の方が利用するに当たっては、現在のところ制約はございませんので、施設が空いていればそこに県外の方がご利用になることもあろうかと思えます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 平田委員。

○（平田委員） 納得いたしました。

ただ、愛川町は緑が多くて、外でのスポーツですからいいんですけれども、やはり向うから来られると色々な意味で少し心配なことがあるかなとも思います。貸出しについてのことはよく理解できます。その貸してもら側、今このコロナ禍ですから、そういうふうな対策もしてもらいながらの貸出しをきちんと要望としてやっていただくことが一番いいかなと、貸出しをしちゃいけないということはないと思いますので、その辺をお願いしたい。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 貸出しに際しましては、町内、町外そして県外を問わず、

利用者の一人一人の体温の測定及びチェックリストの提出、そういったものもは義務づけております。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） スポーツ・文化振興課の町営プールについて質問いたします。

資料2によると、町営プール3施設は開設予定と書いてありますが、右側を見ると「開設中止で検討中」となっています。どちらなのかしらというのが、質問の内容です。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 先ほどご説明をさせていただきました部分でございますけれども、こちらにつきまして、現段階では開設に向けた準備を進めておりますが、開設に向けての準備というのが相当な期間がかかります。その中でこの数日間のコロナの状況、そして近隣の状況も踏まえまして、そしてまた愛川町内の現在のコロナウイルスのワクチンですか、ワクチンの接種の状況、そして現在、大変変異株が猛威を振るっているという状況、そういったものを踏まえまして、ここで検討、再考しては…

（「検討なんですかね」との声あり）

○（松川スポーツ・文化振興課長） 再考、改めて考え直す必要があるんじゃないかという意味で、今回の予定表を提出させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） では、利用再開日の行は開設予定ではなくて、開設中止を検討中というふうに読んでよろしいですか。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） そのように置き換えていただいて支障はないと認識しております。

以上でございます。

○（梅澤委員） ぜひ、書き換えたほうがいいかなと思います。こういう表の中でそごを来していると、やはり読み手によって解釈が大きく変わってしまうと思いますので、利用再開日のところを「開設中止を検討中」に書き換えることをお勧めいたします。

以上です。

- （佐藤教育長） はい。
- （梅澤委員） ちなみに右も修正するならば、1行目、「準備を進めているが」は「準備を進めていたが」で、2行目の最後のところ、3施設とも「開設中止で検討中」が望ましいかなと思います。文の最初は、2つの施設については短縮で運営するよ、後者は三増プールは休園で準備を進めていると書いてあるんだけど、結局どれもかなり矛盾が生じるので、よろしくお願ひしたいと思います。
- （佐藤教育長） プールについてはよろしいでしょうか。
- （松川スポーツ・文化振興課長） 承知いたしました。
- （佐藤教育長） 他にございますか。
- はい。
- （榮利委員） ほとんどが5月31日までということになっていますよね、今、施設の利用とかそういうのが。それ以降は、それはどうなんですかね。これは誰に聞けばいいのかな。
- （佐藤教育長） また町内で対策本部会議を開いて……。
- （榮利委員） それは、いつやるんですか。
- （佐藤教育長） 31日まで延長になっていますので、それより前に、さらに再延長とか、そういう判断がされるのではないかと思います。そうなったときに、町でそれを受けて対策本部会議を開いて今後の方針についてという状況です。
- （榮利委員） 月末にそれが決まってから。
- （佐藤教育長） そうですね、いつ、今週中に出るのか、結果がね。昨日のニュースあたりでは、かなりほのめかしていますよね。ですから結論が出るとは思いますけれども、それを受けての対策本部会議です。
- （榮利委員） 分かりました。はい。
- （佐藤教育長） 他にございますか。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 学校について。

いろいろな学校にお邪魔するにつれ、子ども達は正しく恐れることをしなくなっている。つまり、ここ1年以上もコロナの中で、最初は3密を防ぐような活動もかなり意識されていたのかなと思うのですが、かなり密を目にする機会が増えたかなと思われます。

先ほどのお話しのとおり、変異株によって、10代あるいは10歳未満の感染者が増えているのは事実でありまして、改めて正しく恐れるということに対して指導徹底をしていただきました

いなと思います。子ども達も感染するリスクがかなり高い株になっているということをぜひぜひお話しいただいたらと思います。よろしくをお願いします。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） ご助言ありがとうございます。

先日も県からの通知がやはりそのような、気を引き締めていきましょうというような内容のものが来ておまして、学校にも送付したところでございます。この後も学校の様子を確認しながら、感染予防対策が講じられるように助言していきたいと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

○（梅澤委員） はい。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

平田委員。

○（平田委員） すみません、それに関連ですけれども、各小学校、保護者の方達の今回のこのウイルスに対してのいろいろな温度差はどうですか。それは、各学校の先生にお尋ねして、校長にお尋ねすれば状況が分かると思うんですけれども、やはり学校によって様々な温度差があるんじゃないのかなと思うんです。それを今、梅澤委員さんがおっしゃったとおり危機に感じる保護者もいれば、まあこんな感じかなと思う保護者もいると思うし、その辺を今までも多分情報は得られていると思うんですけれども、特に今、どういうふうな状態になっているのでしょうか。新年度を迎えまして何か月か経ち、幼稚園生も小学校に入りました。その中で状況というものを知る範囲で教えていただきたいです。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長。

各学校の校長先生ともやり取りをするんですけれども、今学期でいえば授業参観であったり、これから迎える小学校の運動会、そういった保護者が学校に来るような機会に、どうやって密を防ぐかについては話題としております。校長先生方のご苦労しながらも、ブログを通してですとか、その行事の開催通知の中等で保護者の方の意識も高めていけるような文言を加えて協力を願っているところです。もうこれは、本当にそれぞれに繰り返し伝えていかなければいけないことだと思いますので、1回で終わらず、これからもお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 平田委員。

○（平田委員） それに付け加えるというよりも、現状の私の仕事場の状況を皆様にお話しします。私の塾の中の保護者ですら、回数を減らして、でも月謝は通常の金額を払いながら、そうやって気に留めている保護者もおります。かと思えば、払うだけちゃんと回数を守って来る保護者もいますし、それはそれとして保護者の対処の仕方をしてしておりますが、接触するお友達同士の内容、そして今回ここで家庭訪問もやらず、先生が予定日に各保護者のお宅にお邪魔して、来ましたよというお通知を置いて帰っていくという状態、何かあったときの危険防止対策という内情もそれをしながらちゃんとやっているということは、保護者もよく理解しております。そういう意味では、ちゃんと学校側、各学校の小学校も中学校もやっていると思うんですが、私は自分の仕事を通して分かることを言いました。

だから、今回は今の安心な密の件に関しては、本当にマンネリ化しているんですね。ですから、緊張している保護者は緊張しています。そうじゃない人は、まあこんなものだろうな、運動会も入れる保護者は何人で、来賓者等なし。極力人数を削減しての状態の中で学校行事を行っていると思いますが、より一層もっと緊張感を持って、保護者にはコロナ対策を必死に言っていくしかないのが学校側の現状かなと分かっているので、なおかつよろしく願いいたします。

○（佐藤教育長） 各学校、感染予防対策については、連休明けもさらに体温を図っていたりといったところも含めて、力を実際に入れている状況ですが、平田委員さんが言われるように、多少なり保護者の方によっても温度差は当然あるだろうと。ただ、そうは言っても、できるだけ意識を高めながら感染しないような努力をしていただくということはとても大事なことだと思いますし、家庭内感染というのが今非常に多いものですから、それも含めて意識を高めていくことは、引き続きこれからまた学校と連携しながら進めていきたいと思っております。

教育委員会としても保護者向けの通知も出しているのですが、また必要があればそういうものを通して感染予防に努めていきたいと思っております。

はい。

○（榮利委員） 大事なところは、いじめにつながらないとか、それから差別化しないというところは大事なところで、コロナになったからというのがそういう悪い方向に行かないようにするのが大事だと思うんです。先生方も気を遣っていろいろやっているようだし、密を避けるとか、3密対策もきちっとやっているみたいだし、それはいいことだと思うんですけれ

ども、そういうところはやっぱり親御さんから広がったりというのも考えられるので、コロナになったって早く戻ってきて、みんなと一緒に勉強頑張ろうよとか、一緒に遊ぼうよとか、そういうところを重点的にやってくれるといいと思うんだよね。なったからってこうやっちゃうとさ、よくない方向に行くので、そこはやっぱり先生方も気をつけてやってほしいなと思います。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長。

おっしゃるとおりだと思います。我々、町で作成した手引きの中でも、人権的な配慮というのを4つの柱の一つにしております、このコロナによって傷つく子どもがいないように、十分に配慮して学校に指導に当たってもらいたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況についてはご了承願います。

次に、愛川町体育協会の名称変更に係る規約改正についての説明をお願いいたします。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長。

その他の（2）愛川町体育協会の名称変更に係る規約改正について、資料3によりご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年5月24日、第46回愛川町体育協会定期総会の書面議決の決定を受けて、次のとおり愛川町体育協会からスポーツ協会に名称を変更いたしました。その趣旨について、資料によりご説明申し上げます。

本町の体育協会は、種目協会の連絡協調と町民の健康と体力の向上を目指して昭和50年12月に11の種目団体の加盟により創設されました。その後、愛川町では平成元年4月に町民みなスポーツの町を宣言し、体育協会においてもその宣言の趣旨に沿い、町のスポーツの普及、振興に協会一丸となって活動を展開してまいりました。

これまで体育という言葉は、スポーツを含む幅広い意味として解釈されてきましたが、スポーツが広く浸透して発展したことで、今日ではスポーツは競技として行うものだけではなく、体育や身体活動の概念を含むものとして認識されるようになりました。

以上のことを踏まえ、全ての町民がスポーツを通じて生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の現実に向け、さらに魅力あるスポーツの普及と定着化を図りながら、より一層の組織の確立を目指し、愛川町体育協会を愛川町スポーツ協会に名称を変更するものでございます。

裏面に近隣市の状況、そして2枚目以降、新たなスポーツ協会の規約を添付させていただいております。

本件につきましては、令和2年12月14日の定例会の席に置きまして、委員さんからご提言をいただき、その後、協議、検討を行ってまいりました。誠にありがとうございました。今後、さらなる愛川町のスポーツの発展に邁進してまいる所存でございます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 迅速な対応に感謝申し上げたいと思います。一步遅れていたところはあったんですけども、ご提言申し上げてからのこの改定までのというか、とてもよかったなと感謝申し上げます。

また、資料3の改定の趣旨の2段落目にあるところ、これが新しいスポーツの定義なので、つまり競技だけではなくて、広く身体活動等、健康に向けた活動であるということで2017年のスポーツ基本計画より国でも定めておりますので、ぜひ改めてこういうスポーツを通じて町民が健康に過ごせる、そういう町になってもらえるといいなと、そういう感想を抱いております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

昨日総会があり、書面会議で議決されたということで、24日からスポーツ協会になったということで、名称が変更になりました。

それでは、他に質疑ありませんので、愛川町体育協会の名称変更に係る規約改正についてはご了承願います。

次に、その他で何かございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特にないようでございますので、以上で本日の案件が全て終了いたしました。

たが、各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にご意見等ありませんので、事務局で何かございますか。

(「特にはございません」との声あり)

◎閉会

○(佐藤教育長) 以上で5月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、5月の定例会を閉会といたします。

なお、次回の教育委員会定例会は、6月22日、午前9時、201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和3年6月22日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

榮利 隆一

教育委員

平田 明夏

教育委員

大貫 洋

調整職員

熊坂 健一